

令和7年度

第9回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和7年度第9回江別市農業委員会定例総会議事録

令和8年1月30日（金） 午後2時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（18名）

佐藤和人
中田和孝
保倉義治
山口利夫
植村登
中島清文
砂川秀樹
西純一
荻野雅志
田中浩一
得能謙二
保倉浩行
百瀬誠記
松下博樹
山田保彦
長谷川礼子
工藤多希子
浅野目貴史

2 欠席委員（2名）

伊藤良明
佐藤昇

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	首藤	陽
	主査	中山	雄太
	主任	粟生	祐史
	主任	武山	直人
	主任	中川	いつみ

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	報告第37号	現況証明願及び照会について
日程第5	報告第38号	農地使用貸借の合意による解約について
日程第6	報告第39号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
日程第7	報告第40号	農地法第3条の3の規定による届出について
日程第8	報告第41号	農地法第5条の規定による届出について
日程第9	報告第42号	第7回農政常任委員会開催結果報告について
日程第10	報告第43号	第9回農地常任委員会開催結果報告について
日程第11	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第12	議案第27号	第9回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
日程第13	議案第28号	農村滞在型余暇活動機能整備計画（第4期）変更に係る意見について
日程第14	議案第29号	江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第15	議案第30号	令和9年度農業政策と予算に関する要望の提出について

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和7年度第9回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は18名であります。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、保倉義治委員、得能委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和7年度第9回江別市農業委員会定例総会の会期を、次のとおり決定する。
令和8年1月30日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
- 事務局長 ご報告申し上げます。
令和7年度第8回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に伊藤委員、佐藤昇委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
- 議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第37号

- 議長 日程第4 報告第37号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
中川主任。

- 中川主任 報告第37号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。
総会議案1ページをご覧ください。
今回提出がありましたのは、No.23～No.26の4件でございます。
土地の所在等は記載のとおりです。
No.23～No.26は、公簿地目 畑4筆 計1,341.00㎡を、内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。
これは、現地調査を行い、農地利用調査実施要領に基づき処理したものでございます。
以上でございます。
- 議長 これより報告第37号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
以上で報告第37号を終結いたします。

◎報告第38号

- 議長 日程第5 報告第38号 農地使用貸借の合意による解約についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
栗生主任。
- 栗生主任 報告第38号 農地使用貸借の合意による解約について、ご説明申し上げます。
総会議案2ページをご覧ください。
今回通知がありましたのは、No.3の計1件で、全16筆、畑196,969.00㎡でございます。
内容につきましては、使用貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。
合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。
以上でございます。
- 議長 これより報告第38号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
以上で報告第38号を終結いたします。

◎報告第39号

- 議長 日程第6 報告第39号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
栗生主任。
- 栗生主任 報告第39号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

総会議案3ページをご覧ください。

今回通知がありましたのは、No.16からNo.17の2件で、全13筆、田34,690.00㎡、畑36,115.00㎡、計70,805.00㎡です。

内容につきましては、賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

○議長 これより報告第39号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第39号を終結いたします。

◎報告第40号

○議長 日程第7 報告第40号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 報告第40号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご説明申し上げます。

総会議案4ページをご覧ください。

これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく、相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回、提出がありましたのは、No.10～No.12の3件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

以上、3件 18筆 計126,178.43㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第40号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、報告第40号を終結いたします。

◎報告第41号

○議長 日程第8 報告第41号 農地法第5条の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 報告第41号 農地法第5条の規定による届出についてご説明申し上げます。

総会議案5ページをご覧ください。

今回、届出がありましたのは、No.2からNo.3の2件で、所在、地番等につきましては記載のとおりでございます。

内容につきましては、市街化区域内の農地について、権利の移動を伴い、転用しようとするものであり、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

No.2及びNo.3の転用目的は、住宅を建築するものでございます。

受理相当と認められましたので、農地事務取扱要領に基づき受理したものでございます。

以上、2件 現況地目 畑 4筆 1,461.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第41号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第41号を終結いたします。

◎報告第42号

○議長 日程第9 報告第42号 第7回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

○農政常任委員長 報告第42号 令和7年度第7回農政常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 「農村滞在型余暇活動機能整備計画(第4期)変更に係る意見について」、事務局より説明を受け、審議した結果、農政常任委員会では原案どおり承認することとし、農業委員会の総意とするため、定例総会に付すことといたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第42号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第42号を終結いたします。

◎報告第43号

○議長 日程第10 報告第43号 第9回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任副委員長の報告を求めます。

農地常任副委員長。

- 農地常任副委員長** 報告第43号 令和7年度第9回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1「農地法第3条の規定による許可申請について」、付議事件2「第9回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、付議事件3「江別市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

- 議長** これより報告第43号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第43号を終結いたします。

◎議案第26号

- 議長** 日程第11 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

- 武山主任** 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

総会議案8ページから10ページをご覧ください。

今回申請がありましたのは、No.6～No.8の3件でございます。

No.6～No.8は、個人間で、所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、3件 41筆 計518,859.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

- 議長** これより議案第26号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がございますので、No.6を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

No.6を除き採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請2件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第26号のNo.6に対する質疑に入りますが、中田委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(中田委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第26号のNo.6を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請1件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

中田委員の復席を願います。

(中田委員復席)

◎議案第27号

○議長 日程第12 議案第27号 第9回農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 議案第27号 第9回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明申し上げます。

総会議案11ページから19ページをご覧ください。

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の規定に基づき業務委託を受けて江別市及び公益財団法人道央農業振興公社が作成した農用地利用集積等促進計画案に対して、第18条第3項の規定に基づき意見を付そうとするものです。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが8件 70筆 341,374.00㎡、利用権設定に係るものが13件 130筆 811,165.84㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

また、当該利用集積等促進計画案について、計画案のとおり認可申請された際には即日公告がされるため、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する旨意見を付すとともに、農用地利用集積等促進計画の作成について要請を行います。

以上でございます。

○議長 これより議案第27号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がございますので、所有権移転のNo.42を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

所有権移転のNo.42を除き採決いたします。

第9回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案20件、可と

する意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第27号の所有権移転のNo.42に対する質疑に入りますが、保倉浩行委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(保倉浩行(ひろゆき)委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第27号の所有権移転のNo.42を採決いたします。

第9回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

保倉浩行委員の復席を願います。

(保倉浩行委員復席)

◎議案第28号

○議長 日程第13 議案第28号 農村滞在型余暇活動機能整備計画(第4期)変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中山主査。

○中山主査 議案第28号 農村滞在型余暇活動機能整備計画(第4期)変更に係る意見について、ご説明申し上げます。

総会議案20ページをご覧ください。

先ほど、農政常任委員長からの報告にございましたとおり、本日、農政常任委員会において審議、原案どおり可決しております内容でございますが、江別市における農村滞在型余暇活動機能整備計画、いわゆるグリーンツーリズム計画については、令和6年度から第4期がスタートしており、この度、計画の一部を変更することとなったため、その変更案について農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第4条の規定に基づき、市長から当委員会へ意見を求められているものでございます。

計画の変更内容についてご説明いたします。

32ページをご覧ください。

左側中段の青い網掛けになっているNo.10について、大麻地区において、農業者から販売施設を整備する計画について相談があったため、今回、本計画に掲載することとなったものです。

併せて、計画内の関係部分について修正されております。

33ページ以降に、新旧対象表を添付しておりますので、合わせてご参照くださ

い。

説明は以上でございます。

- 議長 これより議案第28号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第28号を採決いたします。

農村滞在型余暇活動機能整備計画(第4期)変更に係る意見について、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第29号

- 議長 日程第14 議案第29号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

- 栗生主任 議案第29号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、ご説明申し上げます。

議案資料35ページから37ページをご覧ください。

これは、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、江別市の「農業振興地域整備計画」を変更するにあたり、市長から当委員会へ、意見を求められているものでございます。

今回意見を求められているのは、除外1件です。

変更理由及び内容についてご説明申し上げます。

申請案件につきましては、農業者が居住する住宅新築にあたり、建物が農用区域にかかるため、農業振興地域整備計画に農家住宅として位置付けをし、必要な面積を農用区域から除外したいという案件であります。

申請に係る整備計画の変更につきましては、建築可能な土地は農用区域しかなく、ほかに代替性がないこと、隣接耕作者の農地出入りをふさぐような場所などにも位置しておらず、周辺農地との分断要素等もないなど、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第28号の各要件を満たしていることから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づき、申請内容どおり変更することについて、支障はないものと考えます。

以上の理由から、今回の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請内容のとおり変更することについて、支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長 これより議案第29号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第29号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第30号

○議長 日程第15 議案第30号 令和9年度農業政策と予算に関する要望の提出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中山主査。

○中山主査 議案第30号 令和9年度 農業政策と予算に関する要望の提出について、ご説明申し上げます。

総会議案38ページをご覧ください。

本件は、江別市農業委員会として要望を提出するため、全農業委員会に対して要望調査を行った結果、8名から11件（去年は6人・8件）の要望が提出されました。

提出された要望は、令和7年11月の第6回農政常任委員会において、内容を審議し、9項目の要望案として取りまとめを行いました。

この度、令和8年1月6日付けで、石狩地方農業委員会連合会から要望の取りまとめについて依頼があり、今年度も、要望内容について制限は設けず、食料安全保障・農地対策・担い手対策を中心に、地域の実情を踏まえた要望を取りまとめ・提出することとなったため、江別市農業委員会として取りまとめた9項目の要望意見について、石狩地方農業委員会連合会へ提出してよろしいか、ご決定を求めるものでございます。

39ページをご覧ください。

要望内容の説明に入ります前に、昨年11月に開催しました第6回農政常任委員会において、要望した内容が、実際の農業政策と予算に反映されたかについての検証が必要、という意見がありました。

このことについて北海道農業会議に相談したところ、北海道農業会議において、国の概算要求資料などを確認し、要望の反映状況について各市町村農業委員会へ情報提供することについて検討いただけるという回答を得たため、石狩地方農業委員会連合会会長宛の文書の本文中段以降に、その旨を記載しております。

それでは、要望の内容について、ご説明いたします。

40ページをご覧ください。

1点目は、「スマート農業のための環境整備」についてです。

内容といたしましては、「スマート農業の効果を高めるため、圃場の大区画化や排水整備などに取り組む地元の負担軽減を図ることで、基盤整備を促進すること。」としております。

要望理由は記載のとおりです。

2点目は「適正価格の構築」についてです。

内容といたしましては、「農業者と消費者の双方にとって適正かつ安定した米の価格を構築すること。」としております。

3点目は「人口減少下におけるスマート農業の導入支援」についてです。

内容といたしましては、「スマート農業の導入に取り組む自治体への支援を拡充すること。」としております。

4点目は「経営所得安定対策」についてです。

内容といたしましては、「営農条件など、地域の実情に応じた農業者戸別所得補償を行うこと。」としております。

5点目は「人口減少下における優良農地の確保対策の推進（新規就農対策の再構築）」についてです。

内容といたしましては、「耕作放棄地を解消するため、魅力ある農業政策を推進することで、新規就農者を確保すること。また、相続放棄等による不耕作地を保全するために、地域の担い手や農業法人などが耕作しやすくするなど規制緩和を行うこと。」としております。

6点目は「予算関係」についてです。

内容といたしましては、「各自治体が裁量をもって、地域の実情に沿った農業施策に活用できる補助金制度等を構築すること。」としております。

7点目は「鳥獣被害対策の充実」についてです。

内容といたしましては、「各自治体における計画的な捕獲等に対する財政支援を拡充すること。」としております。

8点目は「研究機関等への支援拡充」についてです。

内容といたしましては、「急激な気候変動に対応した育種（品種改良）を行う研究機関等への支援を拡充すること。」としております。

9点目は「働き方改革の推進」についてです。

内容といたしましては、「農業現場における働きやすい環境づくりのため、就労条件の改善に取り組む農業者への支援を拡充すること。」としております。

以上、9項目であります。

なお、本要望は、各地方農業委員会連合会から提出された内容を、北海道農業会議において取りまとめ、令和8年6月1日に東京都にて開催予定であります、北海道選出国會議員要請集会において、要請する予定となっております。

以上、要望事項として提案いたしますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 これより議案第30号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第30号を採決いたします。

令和9年度農業政策と予算に関する要望の提出について、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期、定例総会に付議されました事件はすべて議了いたしました。
令和7年度第9回江別市農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。

午後2時44分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年1月30日

議長（会長）

署名委員

署名委員